主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、憲法八二条の解釈の誤りをいう点は、原決定が憲法の解釈を示したものとはいえないから前提を欠き、判例違反をいう点は、所論指摘の各判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ職権により調査するも、いまだ同法四一一条を準用すべき 場合に当たるとまでは認められない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成八年九月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	井	嶋	_	友
裁判官	藤	井	正	玄 隹